

信州首都圏総合活動拠点 2階キッチン付イベントスペース利用要項

長野県観光部信州ブランド推進室

1. 趣旨

信州首都圏総合活動拠点（以下「活動拠点」という。）の立地条件と機能を最大限に生かし、信州の優れた「ヒト」「コト」「モノ」をトータルで発信するため、県、市町村、団体、企業等がキッチン付イベントスペース（以下「イベントスペース」という。）を利用する際のルールを定め効果的な運用を図る。

2. 利用条件

- (1) イベントスペースを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次に該当するものとする。
 - ① 長野県及び長野県内の市町村・広域連合
 - ② 長野県内に所在する企業、団体、個人
 - ③ 信州にゆかりのあるもしくは信州と新たな関係を築こうとする、企業、団体、個人
 - ④ その他前記に準じるもので、県がその利用を認めた企業、団体、個人
- (2) イベントスペースで実施できる事業は、次に該当するものとする。
 - ① 信州の魅力（自然、食、暮らし、歴史、文化、風土、産業、人、芸術等）を、ストーリー性を持って情報発信し、信州の総合的なブランド力向上に寄与する活動
 - ② 長野県民と首都圏の人々との交流等を通じ、「コアな信州ファンづくり」に資するイベント及びセミナー
- (3) イベントスペースにおける物産販売は、次の条件を満たす場合のみ可能とする。
 - ① 物産販売の会計処理は1階リビングスペースの運営主体である（一社）信州・長野県観光協会が代行し、その手数料は売上金額の10%とする。（なお、1階リビングスペースで販売する商品は別途（一社）信州・長野県観光協会と契約を締結するものとする。）
 - ② 物産販売は、利益追求を目的とせず、信州ブランドの向上及び情報発信を目的とした事業の一環として行うこととする。
 - ③ 販売品の品名、価格、数量、大きさ、保存方法を事業開催日の1週間前までに、別紙様式（※平成26年7月上旬までに公開配布予定）により活動拠点の物産販売マネージャーあて報告することとする。

3. 利用可能日時

- (1) 利用可能日は、年末年始を除く毎日とする。
- (2) 以下のとおり、通常営業時間（10時～20時）をコマとして区切り、最小1コマから利用可能とする。

通常営業時間	第1コマ	10:00-13:00 (3時間)
	第2コマ	13:00-15:00 (2時間)
	第3コマ	15:00-17:00 (2時間)
	第4コマ	17:00-20:00 (3時間)

- (3) 事業の形態に応じた日程でのコマ利用を可能とする。
- 例1) 連続したコマ利用…金曜日の第1コマから日曜日の第3コマまでを使用(計11コマ)
- 例2) 複数日、時間帯を固定したコマ利用…月曜日から木曜日の4日間の第4コマのみを使用(計4コマ)
- 例3) 複数月に渡り、固定したコマ利用…10～12月の3か月間、第2・4水曜日の第2-3コマを使用(計12コマ)

日時	月	火	水	木	金	土	日
第1コマ 10-13時						例1	
第2コマ 13-15時			例3				
第3コマ 15-17時							
第4コマ 17-20時				例2			

- (4) 搬入、設営、撤収等については、利用申請したコマの範囲内で行うものとする。
なお、活動拠点では、原則として利用時間外の荷物保管は行わない。

4. 利用申請

(1) 申請の形態

① 年間指定日の申請(年1回)

県、市町村、広域連合を対象とし、次年度に開催日を特定し実施を計画している事業について申請を受け付ける。

② 四半期毎の申請(年4回)

対象となる期間内に実施を計画している事業について申請を受け付ける。

③ オープン枠の申請(随時)

①及び②の申請において申し込みのなかったコマをオープン枠とし、先着順により申請を受け付ける。

(2) 利用者の選定

活動拠点のコンセプトに沿い、その機能を生かした事業を行う利用者について、以下のとおり選定を行う。

① イベントスペースの利用可否

信州ブランド推進室にて、イベントスペース利用申請者(以下、申請者という。)より提出された計画概要書(様式1)に対して以下の選定基準による審査を行い、利用可否を判定する。

[実施可否基準]

- ・ 信州のブランド力向上に寄与する内容であるか
- ・ 法令やその他規定に適合した内容であるか

② 重複日程の調整

利用申請日の重複があった場合、以下の選定基準を考慮し、信州ブランド推進室で申請者間の調整を行う。なお、調整が困難な場合は、抽選によって利用者を決定する。

[選定基準]

- ・ 情報発信力が高く、情報の伝播が見込まれるか
- ・ 多くの参加者が見込まれるか
- ・ 事業目的が県の推進する重点プロジェクトに合致しているか
- ・ 県内の広域的な組織による取組であるか(より広域的なものを優先)
- ・ 公益性が高い事業であるか
- ・ 長期間または継続的に行われる事業であるか
- ・ 活動拠点の利用実績の有無(未実績者を優先)

(3) 申請の受付から確定までの日程

県以外の利用者による申請は、次の日程により各処理を行う。

① 年間指定日の利用申請（市町村、広域連合のみ）

対象期間：年間（年度単位）

※平成26年度については、平成26年9月～平成27年3月

受付期間：前年度の12月1～5日

※平成26年度分については、平成26年4月21～25日

結果通知：12月15日前後

※平成26年度分については、5月12日

再申請受付期間：前年度の12月20～25日

※平成26年度分については、平成26年5月19～23日

スケジュール公開：1月15日前後

※平成26年度分については、平成26年6月27日

② 四半期毎の利用申請（通常の予約受付）

対象期間：4～6月、7～9月、10～12月、1～3月の各四半期

※平成26年度については、9～12月、1～3月の2四半期とする

受付期間：対象期間3か月前（4、7、10、1月）の25～30日

（例 1～3月が対象の場合は10月25～30日）

※平成26年度の9～12月の期については6月16～20日

結果通知：対象期間2か月前の5日前後

（例 1～3月が対象の場合は11月5日前後）

※平成26年度の9～12月の期については6月25日

再申請受付期間：対象期間2か月前の10～15日

（例 1～3月が対象の場合は11月10～15日）

※平成26年度の9～12月の期については7月1～4日

スケジュール公開：対象期間2か月前の25日前後

※平成26年度の9～12月の期については7月15日

③ オープン枠の申請

対象コマ：スケジュール公開されている四半期間内のオープン枠のコマ

受付期間：四半期日程の公表後から事業実施日の3週間前まで

※それ以後はイベント内容により応相談

例) 1～3月が対象の場合は11月25～3月10日頃まで

※平成26年度の9月～12月の期については7月15～12月10日頃まで

スケジュール公開：審査終了後随時

※再申請は、日程調整が不調となった申請者に対してのみ行うものです。

この時点で新規の申し込みはできませんのでご注意ください。

※H26年度の申請については、【別添1、2】をご覧ください。

(4) 事業日程の決定手順

年間指定日及び四半期毎の事業日程は以下の手順で決定するものとする。

- ① 市町村、広域連合、企業、団体等より申請を受付
- ② 信州ブランド推進室にて利用可否審査と日程調整を行い、申請者に通知
- ③ 実施可否基準を満たしているが、日程調整が不調となった事業についてのみ、再申請を受付
- ④ 再申請においても日程の重複が発生した場合には、信州ブランド推進室と申請者で協

議し日程を調整

- ⑤ スケジュールを一般公表（公表なしの対応可）
- ⑥ 申請の無かったコマはオープン枠として開放

※四半期毎の利用申請の際、受付開始の約 10 日前に県が実施する事業予定を市町村及び広域連合にお知らせします。なお、県の事業としてスケジュールを組んでいる場合でも、事業によっては変更可能な場合もありますので、都度お問い合わせください。

5. 利用手続き

(1) イベントスペースの利用にあたり利用(申請)者は、以下の手続きを行うものとする。

なお、手続きが適切に行われない場合、申請はキャンセルされたものとみなす。

- ① 申請時には、事業計画概要書（様式 1）を提出するものとする。
- ② 日程確定後、（一社）信州・長野県観光協会（イベントスペースの利用料徴収に関する管理委託業者）より発行される納付書に記載された期日内（請求書発行日から 1 か月以内）に、利用料全額を振込で支払うものとする。※振込手数料は利用者の負担
- ③ なお、請求書発行日から 1 か月以内に事業が実施される場合は、事業実施日（開始日）を支払期限とする。※この場合に限り、現地での現金支払い可
- ④ 事業実施日の 2 週間前までに、事業計画詳細（様式 2）を提出するものとする。
- ⑤ 事業終了後 2 週間以内に、事業結果報告書（様式 3）を提出するものとする。

※様式 2、3 は 7 月上旬頃に確定版を公開配布予定。

(2) 利用料は下記のとおり設定する。（表示額は消費税 8 %を含む）

第 1 コマ	1 0 時～1 3 時（3 時間）	1 8, 0 0 0 円
第 2 コマ	1 3 時～1 5 時（2 時間）	1 2, 0 0 0 円
第 3 コマ	1 5 時～1 7 時（2 時間）	1 2, 0 0 0 円
第 4 コマ	1 7 時～2 0 時（3 時間）	1 8, 0 0 0 円
終日利用	1 0 時～2 0 時（1 0 時間）	6 0, 0 0 0 円

6. 無償枠

(1) 市町村等は、下記に定めるコマ数を無償で利用することができる。コマの使い方は自由とする。（連続したコマでも単独のコマでも可）

団体単位	平成 2 7 年度以降	平成 2 6 年度（※）
市町村	平成 2 6 年度の状況を踏まえて今後検討	4 コマ（1 日分相当）
広域連合		4 コマ（1 日分相当）

(2) 無償枠は、以下のような形態で利用することができる。

- ① 市町村及び広域連合単独での利用
- ② 市町村及び広域連合と共に、観光協会、商工会、商工会議所、事業組合等が連携し行う事業での利用

- ③ 複数市町村が保有する無償枠を持ち寄っての利用
- ④ 無償枠と有償枠を併用した利用

7. 利用者の責務

- (1) 事業の適正な運営の確保と来館者の安全かつ快適な利用を最優先し、関係者をイベントスペースに常駐させ、善良な管理義務をもって使用するものとする。
- (2) 事業実施に伴う利用者の責めに帰すべき事由による事故及び損害については、利用者の責任において処理するものとする。
- (3) 利用者は、計画概要書及び実施計画書の段階において県から指摘を受けた内容については、事業実施までに改善及び修正に努めるものとする。
- (4) 事業実施期間中は利用規則を遵守し、終了後はイベントスペースの現状復帰を行う。
- (5) 事業の集客、宣伝、広報については、活動拠点公式ホームページ等を除き、原則として利用者の責任において行うものとする。
- (6) 宣伝、広報等において、活動拠点のロゴマーク等を用いる場合は、その利用規定に沿って利用するものとする。

※この利用要項（案）は、平成26年4月4日現在のものであり、内装等の条件により内容が変更となる場合がありますので予めご了承ください。なお、変更があった場合には、その内容について都度お知らせいたします。

長野県観光部信州ブランド推進室 (室長) 中村 正人 (担当) 竹鼻 栄二 島津 豊 電 話 : 026-235-7249 (内線 3548) F A X : 026-235-7257 電子メール : brand@pref.nagano.lg.jp
